

## 崇城大学総合情報センター運営委員会専門委員会要項

(設置)

第 1 条 崇城大学総合情報センター（以下「センター」という。）規則第 8 条第 1 項に基づき、崇城大学総合情報センター運営委員会に崇城大学情報教育専門委員会（以下「情報教育専門委員会」という。）および崇城大学情報事務専門委員会（以下「情報事務専門委員会」という。）を置く。

(情報教育専門委員会)

第 2 条 情報教育専門委員会は、教育研究部門に関連する専門の事項を調査検討する。

- 2 情報教育専門委員会は、次の委員をもって構成する。
  - (1) センター長
  - (2) 教務部長、学生部長
  - (3) 学科長
  - (4) 事務局長
  - (5) 教務課長
  - (6) 総合情報センター主任
- 3 情報教育専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 4 情報教育専門委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に参加させることができる。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(情報事務専門委員会)

第 3 条 情報事務専門委員会は、事務部門に関連する専門の事項を調査検討する。

- 2 情報事務専門委員会は、次の委員をもって構成する。
  - (1) センター長
  - (2) 事務局長
  - (3) 各課長

(4) 総合情報センター主任

- 3 情報事務専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 4 運営委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に参加させることができる。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(事務)

第 4 条 情報教育専門委員会および情報事務専門委員会の事務は、センターにおいて処理する。

附 則

1. この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。